

令和6年度 第1回 富士見市下水道事業審議会 会議録

会議日時	令和6年10月21日(月)			開会	午前10時
				閉会	午前12時
会議場所	富士見市役所 市長公室				
出席者数	委員定数10名中 出席者7名				
出席者	会長	笠原 勤	委員	関根 弘子	
	職務代理	世羅 陽一郎	委員	中尾 正和	
	署名委員	大原 仁	委員	中村 章	
	署名委員	加治 早苗			
	委員				
	幹事	建設部長 森田 善廣			
市職員 (事務局)	森田建設部長、浅見下水道課長、吉川副課長、深瀬副課長 初澤主査、西山主任技師、大塚主任				
欠席委員	新井 稔、大塚 正己、森 真樹子		傍聴者	0名	
議長	笠原 勤		書記	西山 潤一	

会 議 事 項

<委嘱状交付式>

1 開会 森田幹事

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ 星野市長

4 閉会

(市長退席)

<審議会>

1 開会 森田幹事

事務局より、審議会委員の出席状況及び委員10名のうち7名出席したことから、富士見市下水道事業審議会条例（以下「審議会条例」という。）第7条第2項に定める過半数に達したため、今回の審議会が成立した旨を報告。

2 会長の選出

審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の互選により、「笠原会長」を選出。

審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長に就く。

3 会長あいさつ 笠原会長

4 会長職務代理者の指名

審議会条例第6条第4項の規定に基づき、会長が「世羅委員」を指名。

5 会議録署名委員の選出

議長が会議録署名委員の指名方法について諮り、議長一任により選出。今回の審議会の会議録署名委員として、議長が「大原委員」及び「加治委員」を指名。

会 議 事 項

6 会議の公開・非公開の決定

富士見市情報公開条例第24条の規定により、会議は原則公開。但し、同条各号に該当する場合は、非公開とすることができる。

本日の議事については、非公開に該当する事項がないため、議長が公開とすることを委員に諮り、承認を得る。

※ 傍聴者なし

7 議事

(1) 富士見市下水道事業の概要について

事務局より、下水道事業の概要について説明。

質疑応答

質疑： 下水道普及率は98.9%とのことだが、まだ整備が残っているところは主
どの辺りか。

応答： 基本的には市街化区域は整備が終わっており、市街化調整区域に未整備箇所
があるという状況です。

質疑： 人口の多い地域は整備が進んでおり、人口の少ない地域が整備が残っている。
そのため、特定環境保全公共下水道の方が整備が残っているという理解で良いか。

応答： その通りです。

質疑： 富士見市内には流域下水道へ放流するための中継ポンプ場はあるか。

応答： ありません。

質疑： 別所雨水ポンプ場と桜井雨水ポンプ場は大体何年程度経過しているか。

応答： どちらも約30年程度経過しています。

質疑： 別所雨水ポンプ場と桜井雨水ポンプ場は常時稼働しているのか。

応答： 設定された水位に到達したら、水位計が検知し自動でポンプが動きます。

会 議 事 項

質疑： 下水道施設の耐震化の状況で数値で示せるものはあるか。

応答： 数値でお示しはできないが、別所雨水ポンプ場については耐震化が済んでいます。
今後、他の施設や管路について計画に基づき実施していく予定です。

質疑： 下水道の管路については耐震の問題はそれほどないか。

応答： 国土交通省から緊急輸送道路の下の管渠や河川や鉄道、緊急避難所等の下の管渠
を重点的に実施するよう言われています。そのため、令和4年度に下水道総合地震
対策を作成しており、今後計画的に実施していく予定です。

質疑： 富士見市内では、過去に下水道のマンホールが液状化で持ち上がったかといった
事例はあるか。

応答： ありません。

質疑： 富士見市内では、液状化の心配がある地域はないと思って良いか。

応答： ハザードマップに記載のとおり、主に新河岸川東側の地域では液状化する可能性が
あります。東日本大震災の時に大きな被害が出た訳ではありません。

(2) 富士見市における公共下水道整備（社会資本総合整備計画）の事後評価について

(事前説明)

事務局より、社会資本総合整備計画の事後評価について説明。

質疑応答

質疑： 資料2-1、13ページの整備計画の成果において、②の下水道都市浸水達成
率が浸水対策完了済というのは、今回の計画に対して終わっているから100%
というとらえ方で良いか。浸水対策自体はまだ残っているということか。

応答： その通りです。

会 議 事 項

質疑： ポンプ場の発電機の容量と燃料の種類について教えてください。

応答： 発電機は2台あり、常用発電機が500KVAで非常用発電機が75KVAです。
燃料はA重油です。

質疑： 富士見市の公共下水道はすべて分流式という認識でよいか。

応答： その通りです。

質疑： 別所雨水ポンプ場の除塵機及びスクリーンについては水処理施設という表現を使っているが、前処理という表現にしたほうが誤解がないと思う。

応答： 承知しました。

質疑： 雨天時浸入水はどの位なのか。

応答： 雨天時の浸入率については、手元に資料がないため分からないが、不明水を含めた浸入率は2割程度です。

質疑： 富士見市の公共下水道から県の流域下水道の幹線にどれだけ汚水を流しているか流量はわかるか。

応答： 各処理分区ごとに県が設置した流量計があるためわかります。

質疑： 雨が降らない時と降っている時の流量の差で、どの程度雨水が浸入しているかわかるのではないか。また、雨水だけでなく地下水の浸入などの不明水がある中で、雨水に限って浸入水対策を取るということでよいか。

応答： 雨水に限っての浸入水対策の計画です。また、県で処理分区ごとの浸入水の流量が示されており、それをベースに各所優先付けて対策の計画をしていきます。

質疑： 定量的指標の5か年における下水道都市浸水対策は新河岸川第五排水区の雨水管整備と連動しているということか。

応答： その通りです。

質疑： 浸水対策目標面積が1.0haであり、新河岸川第五排水区の雨水管の整備で

会 議 事 項

0.12km整備したら目標達成になったということか。

応答： その通りです。

質疑： 当初1km整備するという計画があり、その計画が0.12kmに変更になったのに目標達成というのはどういうことか。

応答： 計画を進めていく中で、令和元年度に台風19号があり水谷東地区で約200世帯に浸水被害が出てしまいました。雨水管を整備すると上流に位置する水子地区の雨水をよびやすくなってしまふことから、まずは下流側の別所雨水ポンプ場の整備からやっていくべきだと事業の優先順位を見直し、目標を変更しました。

意見： 事後評価書（原案）について、効果の発現状況として、表現が良いのかどうかなどを次回審議会で議論をしていくことになると思う。

また、雨水対策の事業効果自体は、雨が降っても浸水しないようにするためにやっていると思うが、この5か年のうちに雨が降らなかったら効果があったかどうか分からないし、効果の有無の判断が難しいからこのような表現になったのではないかと思う。

(3) 事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金（単位負担金）について事務局より、受益者負担金（単位負担金）について説明。

質疑応答

質疑： 第5負担区は産業団地だけか。

応答： その通りです。

会 議 事 項

質疑： 処理場を持っている処理区だと、負担金額の中にその処理場の建設費も入るか。

応答： 富士見市に処理場はなく、流域施設の金額も含めずに計算をしているが、処理場のある自治体の中には、そのように計算をしているところがあるかもしれません。

質疑： 500円ぐらいというのは、県内で平均的に見て高い方なのか安い方なのか。

応答： 所沢市では1,000円または1,030円、川越市では690円または930円、近隣の三芳町では400円、ふじみ野市では600円から1,240円の間で単位負担金額が設定されており、地域によって差が大きいです。

質疑： 市によって単位負担金額に差がある原因は何かとお考えか。

応答： 昭和44年9月1日付建設省都市局長通達の「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」の中で、受益者負担金の負担率は、事業費の5分の1以上3分の1以下の範囲内において定めることとなっているため、市町によって多少違いが出ております。また、整備費用のところで建設当時の物価状況なども関係していると思われる。

質疑： 産業団地内の負担金は、企業を誘致するということから便宜を図るなどの対応があっても良いのではないか。

応答： 第一負担区や第二負担区など、富士見市内で活躍をいただいている企業もあり、510円をいただいていることから他の負担区との均衡を図るため、この金額を設定しました。

意見： 産業団地を市街化区域に入れず、市街化調整区域のまま整備した点では都市計画税がかからないため、優遇されたということになるのではないかと思う。

質疑： 住民に負担金の説明をするのか。過去には実施したのか。

応答： 過去には実施しました。今回も受益者となる方の要望を考慮して実施したいと考えております。

会 議 事 項

(4) その他 (今後の予定等について)

報告 : 事務局より、次回開催日と審議内容について説明。

○次回開催日 : 11月下旬頃～12月下旬頃

※開催場所 : 別途調整

○諮問内容 : 1. 富士見市における公共下水道整備 (社会資本総合整備計画)
の事後評価について

2. 事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者負担金
(単位負担金) について

8 閉会 森田幹事